

学校いじめ防止基本方針



令和2年4月1日

座間市立栗原小学校

座間市立栗原小学校いじめ防止基本方針

令和2年4月1日

～ もくじ ～

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義・いじめ対策の理念・いじめに対する基本的な認識と取組

(2) いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方

2 学校が実施する措置

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定について

(2) いじめの未然防止のための措置

(3) いじめの早期発見のための措置

(4) いじめの解消のための措置

(5) 家庭・関係機関・地域との連携

(6) 学校評価における留意事項

3 重大事態への対処

(1) いじめの重大事態

(2) 重大事態発生への報告

(3) 事実関係を明確にするための調査

4 栗原小学校いじめ防止対策組織

座間市立栗原小学校 学校いじめ防止基本方針

令和2年4月1日

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義・いじめ対策の理念・いじめに対する基本的な認識と取組

いじめの定義

いじめは、児童・生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」に準拠）

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。いじめには、多様な状態があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈することのないよう努めることが必要である。

（文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」に準拠）

いじめ対策の理念

安全・安心な社会の形成に向け、子ども一人ひとりの「豊かな心」の育成をめざして、子どもと大人がともに当事者意識をもって、いじめ問題に取り組むため、次の理念を掲げる。

多くの動物では、特定の個体やグループが他の個体やグループをいじめ、集団から排除することがある。それは、集団全体を強くし、その集団の属する種を存続させるために必要な本能的行動と解釈される。このような「いじめ」は、人間社会でも起こっている。しかし、人間は認知能力が高いため、他の動物にはできないことができる。

動物は「現在」にしか生きていない。また、自分と同じような心をもった個体が他にいることを認識できない。一方、人間は現在だけでなく過去と未来を認識し、自分にも他人にも過去から未来へ続く人生があることが認識できる。他人にも自分と同じ心があることが認識できる。

だからこそ、人間は動物と違い、他人に共感し、同情し、優しさを発揮できる。そして、いじめをすることは残酷であると感じるので、いじめ行為を自ら抑制する。それが人間らしさであり、人間性の本質である。

いじめをする、それを傍観する、無関心でいる。このようなことをする人は、人間だけがもつ優れた特長を活用できていないのだろう。だれもが加害者になるかもしれないからこそ、自分が人間としての正常な共感能力や優しさを持っているかどうかを常に意識することが大切である。

以上のような観点に基づくと、いじめを絶対的な悪として、あってはならないものとして捉えて根絶しようとするのではなく、本質的には（動物の本能的には）ありうるも

のだが、それを自ら抑制することのできる「豊かな心」をいかに育てるかが重要だろう。

また、被害者、そして被害者になるかもしれないすべての子どもに対しては、いじめに遭ったとしても、あり得ないことが起こったのではなく、どこにでもだれにでも起こりうるということが起こったので、自分と周りの人々が適正な対処をすることによって救われることを、具体的な対処法とともに日頃から教えるべきだろう。

いじめが起こった場合は、漫然と解決策を探すのではなく、急病人や怪我人に対する救急隊と同様に、被害者に対する救済を第一とする。

いじめの原因や契機に関しては、いじめをされる側にも問題があったというのではなく、そもそもいじめる側に問題があったと考えるべきである。

人間としての尊厳が守られるよう、安心できる場を確保し、心を打ち明けて相談できる相手を用意し、解消まで安全を保障することが大切である。

いじめに対する基本的な認識と取組

いじめは、すべての子どもに関わる問題であり、社会全体で取り組むべき大人全員の課題でもあることから、子どもも大人も以下のいじめに対する基本的な認識を共有して問題に向き合うことが必要である。

《認識》

- いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、心身に深刻な影響を及ぼすとともに、人間としての尊厳を損なう絶対に許されない行為であるという認識を、社会全体で共有する。
- いじめは、様々な生活環境や対人関係を背景として、学校、家庭、地域の様々な場面において、起こり得る。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ嫌がらせやいじわるなど「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害者と加害者を経験するものである。
- いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在も問題である。
- いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- いじめは、その行為の程度や状態によっては、犯罪として取り扱われるものもある。

《取組》

様々な立場からの事実確認の情報を一元化し、いじめの全体像を把握してから、全教職員で対応方針や指導方針を検討し、適切な指導や支援を行っていく。それらの内容を、関係する保護者に説明し、指導方針や支援方針の具体策を提示し、再発防止への協力を要請する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに座間警察署に通報し、適切に援助を求める。

いじめられた児童又はその保護者への支援

○ 児童に対して

- ・事実確認をするともに、いじめられている児童の立場に立ち、児童の気持ちを受容的・共感的に受け止め心の安定を図る。
- ・いじめられている児童を最後まで守り通すという姿勢を示すとともに、できる限り不安を取り除き、心身の安全を保障する。
- ・教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機関等との連携のもとで対応する。
- ・教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー等の関係諸機関との連携を図り、心のケアに努める。
- ・児童の気持ちを尊重しながら、必要に応じて学校生活への配慮を行う。

○ 保護者に対して

- ・保護者の心情に配慮しながら誠意をもって対応する。
- ・家庭訪問等で保護者に事実関係を正確に説明する。
- ・学校で安心して生活できるように約束するとともに、学校の指導・支援方針を伝え、今後の対応と経過については、継続して保護者と連携を取りながら、解決に向かって取り組む。
- ・解決した場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

いじめた児童への指導又はその保護者への助言

○ 児童に対して

- ・当該児童の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景にも目を向けて事実確認を行う。
- ・いじめは決して許されない行為であり、当該児童の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、自らの行為の責任を自覚させるよう適切かつ毅然と指導する。
- ・集団によるいじめの場合、集団内の力関係や個々の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめの要因や背景を踏まえ、いじめを繰り返さず、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行う。
- ・教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機関等との連携のもとで対応する。

○ 保護者に対して

- ・保護者の思いも聞きながら、正確な事実を伝え、いじめが許されないことを理解できるように保護者の協力を求める。
- ・同じことを再び繰り返さないよう、保護者と一緒に考え、継続的に助言を行う。

いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級等で話し合うなどして、いじめは人間として絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

経過観察と再発防止に向けた継続した指導

- ・いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き保護者と連携しながら児童の経過観察を行う。
- ・必要に応じて「栗原小学校いじめ防止対策組織」で課題等の検討と事後指導の評価を行い、追加の支援や指導を行う。
- ・いじめられた児童、いじめた児童双方に教育相談コーディネーターや関係する専門機関の活用を含め、継続的な指導や支援を行う。
- ・いじめの発生を契機とし、事例を検証して再発防止・未然防止のために日常的な取組や児童指導体制を見直し、再構築していく。

(2) いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方

いじめを未然に防ぐには、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図ることが必要である。

また、児童が周囲の友だちや教職員と信頼できる関係の中、教育活動全体を通じて、豊かな心を育て、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性を育み「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが大切である。

児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事等に主体的に参加・活躍できるような授業づくりを行い、学校や地域の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を実施することが重要である。

いじめの防止のための共通理解と学校体制の確立

いじめは決して許されないという共通理解をし、全職員で児童を見守っていくために、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で全職員に周知していく。また、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さない仕組みづくり、教育相談がしやすい環境づくりなどの学校体制を確立していく

- 児童指導に関する校内研修等の実施
- 職員会議等での児童の細かな情報交換の実施
- 教育相談窓口の周知
- 職員室内でお互いに相談しやすい雰囲気づくり

児童との信頼関係の確立

児童と温かい信頼関係を作り上げていくために、教職員は日ごろから児童の心に寄り添うことを心がける。そして、児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解できるように、教育相談の考え方や態度を身に付けていく。

また、児童と同じ目線で物事を考え、児童たちと場を共有し、児童の些細な言動から個々の児童の状況を推し量ることができる感性を高めていく。

- カウンセリング演習等の教育相談に関する校内研修等の実施
- 教育相談体制の構築
- 学級活動の充実
- スクールカウンセラー 教育研究所 教育相談員等との連携強化

命や人権を尊重し、豊かな人間性を育む

学校の教育活動全体を通じて、児童が他人を思いやることができる心を育むための道徳教育や、生命尊重の精神や人権感覚を育むための人権教育を充実させていく。

また、体験活動等の推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、児童の他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てていく。

- 総合的な学習の時間の充実
- 人権教育・道徳教育の充実
- グループディスカッション等を活用した学習活動の充実
- 学校関係者や地域の方等との連携

児童の自己有用感や自己肯定感を育む

学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができるようにする。

また、教職員が児童に対して愛情を持ち、温かい声かけを行うことで、児童の自己有用感や自己肯定感を高めていく。

- 指導内容を明確にし、できたことが実感できる授業の工夫
- 児童たちの自主的、主体的な活動を推進
- 個別支援の充実
- 児童に役割や責任を与えることができる場の設定
- 児童会によるいじめ防止キャンペーン等の実施
- 係活動、当番活動等の充実

保護者や地域に開かれた学校づくり

いじめ問題は、学校や家庭の問題としてだけでなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要がある。日ごろから家庭や地域と共通理解を図るために、常に開かれた学校づくりに努め、保護者研修会の開催やホームページ、学校だより等による広報活動を積極的に行う。

- ホームページや学校だより、保護者懇談会等で学校の指導方針を明示
- 保護者が気軽に相談しやすい体制整備
- P T Aと連携して、人権研修会の開催
- 町内会や自治会等の行事への参加
- 警察や児童相談所等の関係機関との連携

いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が拡大することで関係が複雑になり、解決が困難になる。

たとえ、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わる。そして、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが大切である。

そのために、日ごろからの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。また、教職員相互が積極的に児童の情報交換・情報の共有を行うことが重要である。

いじめのサインを受け取るために

「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を持ち、日ごろから児童の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との信頼関係の構築等に努める。

また、児童が発する小さな変化やサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努める。

- 休み時間や給食・清掃時間など、児童たちと一緒に過ごす機会の確保
- 学習ノート、日記等を活用し、児童の変化を把握
- 定期的な児童の情報交換会の実施
- 教職員同士の児童情報の共有

教育相談を通じた把握

学校全体をとおして定期的な面談の実施や、児童が希望するときには面談ができる教育相談体制を確立する。児童や保護者に啓発することにより、いじめられている児童や周りの児童たちが相談しやすくなるようにし、いじめの早期発見につながるようにする。

- 年間計画に巡回教育相談を位置づけ、相談する時間を計画的に確保
- 相談室を設ける等、相談をしやすい環境を整備
- 教育相談コーディネーターとの連携強化
- 児童、保護者との信頼関係の構築

アンケート調査による把握

定期的な学校生活アンケート調査を実施し、児童を客観的に把握する。実施方法（記名式等）については、状況に応じて配慮して実施する。

- Q-Uの活用等、定期的なアンケート調査の実施

2 学校が実施する措置

（1）学校いじめ防止基本方針の策定について（法第13条関係）

- 法第13条では、すべての学校に対し、国のいじめ防止基本方針又は県や市町村のいじめ防止基本方針を参考として、学校いじめ防止基本方針を定めることとしている。
- 学校いじめ防止基本方針は、いじめの未然防止のための取組、早期発見やいじめ事案への対処の在り方等、いじめの防止全体に係る内容を伝える。
- 学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。
 - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
 - ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童及びその保護者に対し、児童・生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめを行う行為の抑止につながる。
 - ・ いじめを行った児童への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童への支援につながる。
- 学校いじめ防止基本方針の策定・見直しに当たっては、検討する段階から保護者・地域の人々が参画し、地域ぐるみのものであるようにすること、児童の意見を取り入れることなど、児童がいじめ防止等について主体的かつ積極的な参加が確保できるように努める。また、策定した基本方針については、学校のホームページや学校便り等で公開するとともに、児童やその保護者、地域の方々に説明するなど、共通認識を図り、連携していじめ防止等の取組に当たる。
- 本校は、策定した学校いじめ防止基本方針に則り、学校の実情に応じて次のような取組を進めることとする。

(2) いじめの未然防止のための措置 (法第 15 条関係)

- 学校間交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して、自己の役割や責任を果たそうとする態度、より良い人間関係を築こうとする態度等、道徳心を育む取組を進める。
- 日頃の授業や行事等特別活動の中で、自分の考えを発表したり、集団に必要なことを話し合いで決めたりするなど自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定する。このような活動を通して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進する。
- 教職員は、日頃の授業や特別活動の中で、機会を捉えていじめの問題に触れ、「いじめは、卑怯な行為であり、決して許されるものではない」という雰囲気を醸成するよう努める。
- 児童に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努める。
- 発達障がいを含む、障がいのある児童、海外から帰国した児童や外国につながりのある児童、性同一性障害に係る児童や「性的マイノリティ」とされる児童、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している児童を含む、学校として特に配慮が必要な児童に係るいじめについては、当該児童への適切な支援を行なうとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。
- 教職員は指導に際して、自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う。
- 体罰については、いじめの遠因となりうることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。
- インターネット上のいじめを防止するため、学級活動や総合的な学習の時間等の授業や講演会等様々な場面を通じて、情報モラル教育を推進する。その中で、情報を発信する際に相手の状況や気持ちを慎重に考えさせ、受信した情報が信頼できるものかどうか判断できる力を身に付けさせるよう努める。

(3) いじめの早期発見のための措置 (法第 16 条関係)

- 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を持ち、各学校において、日頃から児童の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との信頼関係の構築等に努める。
- 教職員の資質向上のための校内研修会を設定することにより、児童が発する小さなサインも見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努める。
- 定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの疑いや相談があった場合は迅速かつ確実に対応する。なお、アンケート調査や教育相談において、児童が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要す

るものであることを教職員は理解しなければならない。

- 学校で実施するいじめに関するアンケートに、インターネット上のいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネット上のいじめの早期発見に向けた取組を進める。

(4) いじめの解消のための措置 (いじめに対する措置 法第 23 条関係)

- 児童がいじめを受けているとの通報を受けたとき、及び本校に在籍する児童がいじめを受けていると疑いがあるときは、直ちにいじめの防止等のための組織の会議を緊急開催し、情報を共有する。また、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。
- 事実の有無の確認を行う際には、適切な方法により速やかに関係児童、教職員や保護者も含め、多方面からの情報収集を行い、正確な事実の把握に努める。また、当事者のプライバシーや個人情報の取扱には十分に注意を払う。
- 教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を事実に基づき時系列に記録する。
- いじめを受けた児童といじめを行った児童が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と学校の設置者の間で情報を共有し連携して対処する。
- いじめがあったことが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合、又はいじめが解消に至っていない場合には、いじめを受けた児童をいじめが解消するまで守り通し、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、当該児童及びその保護者に対して必要な支援を行う。
- いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぐ。
- いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であること、そして当該児童の取った行動が相手の心身に重大な影響を及ぼしたことを気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行う。また、当該児童の家庭環境や人間関係のストレス等、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返すことなく、正常な学校生活を営むことができるように助言や支援を行う。その際、いじめを行った児童が、受けた側の心情を理解し、自らの心の成長を促すことができるよう、心理や福祉、医療の専門家等とも積極的に連携を図る。
- 事実確認の結果は、速やかに校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童といじめを行った児童の双方の保護者に報告する。
- いじめを受けた児童といじめを行った児童及び双方の保護者に対し、家庭訪問等により事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行う。
- 校長は、学校に在籍する児童・生徒がいじめを行った場合、教育上必要と認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して訓告等の懲戒を加えるものとする。

(5) 家庭・関係機関・地域との連携 (法第 17 条関係)

- 児童がいじめを受けている、あるいは、いじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校に相談や通報をするための窓口を周知するよう努める。
- 家庭でのささいな変化を見逃さないようにするため、パンフレット等により、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努める。
- 学校や家庭での児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、電話相談や家庭訪問等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止、早期発見に努める。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携し対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに座間警察署に通報し、適切に援助を求める。
- インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童やその保護者に対し、企業等との連携による携帯電話教室や講演会の設定等必要な情報提供・啓発活動を行う。
- いじめを受けた児童や、いじめを行った児童の立ち直りを支援するため、医療や福祉、教育相談等の専門機関の協力を得るための連携を図る。
- 学校の抱える課題を地域ぐるみで共有し解決するために、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みづくりを進め、子どもが心豊かに育つ学校づくりに努める。
- 地域で子どもを見守る人の輪を広げるため、学校間交流や職場体験、ボランティア活動等体験活動や行事等を通して、中学校区青少年健全育成連絡協議会や民生児童委員協議会等の地域の関係団体、学校、施設や事業所等、地域の人々とふれあう機会を充実するよう努める。

(6) 学校評価における留意事項 (法第 34 条関係)

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価項目に位置付けるよう努める。

3 重大事態への対処 (法第 28 条関係)

いじめの重大事態(法第 28 条第 1 項関係)

いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」により適正に対応する。

児童・生徒が、いじめを受けて、重大事態（法第 28 条の規定による重大事態をいう。以下同じ。）に陥った場合、当該学校は、教育委員会に重大事態の発生について報告するとともに、教育委員会又は当該学校は、当該重大事態に対処し、同様の事態の発生防止に資するため、できるだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

- 次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応する。学校は、直ちに重大事態と判断し、事実関係を明確にするための調査に着手する。
- ◆ いじめを受けていた児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 自殺を企図した場合
 - ・ その他
- ◆ いじめを受けていた児童・生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合(年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。)
- 児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして適切かつ真摯に対応する。

なお、児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報の可能性があることから、詳しい調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと判断することのないよう留意する。

重大事態発生への報告

重大事態が発生した場合、教育委員会に報告する。

事実関係を明確にするための調査

調査の趣旨及び主体

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にする必要がある。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同様の事態の発生防止を図る。

いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供

いじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行う。

当該情報提供を行うに当たっては、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行う。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明する。

調査結果の報告

いじめの重大事態についての調査結果は教育委員会を通じて市長に報告する。

なお、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。予め、そのことをいじめを受けた児童又はその保護者に伝えておく。

調査結果の公表

いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行う。公表を行う場合は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととする。

4 栗原小学校いじめ防止対策組織

(法第 22 条関係)

No.	関係団体等	役職等
1	栗原中学校区青少年健全育成連絡協議会	会長
2	南中学校区青少年健全育成連絡協議会	相談員
3		指導員
4	心理・福祉関係団体	スクールカウンセラー
5		主任児童委員
6		民生委員
7	警察・法務局	少年補導員
8		保護司
9	家庭・PTA	会長・地区委員長
10	学校	校長・教頭・児童生徒指導担当・学年リーダー・教育相談コーディネーター・養護教諭 他